	引張りの終局耐力（単位　ニュートン）
膜材料	$\frac{Fj}{3}$
膜構造用フィルム	$\frac{2.5Ffj}{3}$

この表において、Fj及びFfjは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fj　第六第二項第一号の表に規定する膜材料を用いた膜面の定着部の引張強さ（単位　ニュートン）

Ffj　第六第二項第一号の表に規定する膜構造用フィルムの膜面の定着部の実況に応じた引張試験によって求めた引張強さ（単位　ニュートン）

三　前各号に掲げる膜材料等及び膜面の定着部以外の材料の材料強度は、令第三章第八節第四款の規定によらなければならない。

第八　基準強度

第六第一項第一号の表に規定する膜材料の各糸方向の基準強度、同項第二号の表に規定する膜構造用フィルムのロール方向及びロール直交方向の第一基準強度及び第七第一号の表に規定する膜構造用フィルムのロール方向及びロール直交方向の第二基準強度は、その品質に応じて国土交通大臣が指定した数値とする。

（テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第二条　テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　適用の範囲等 テント倉庫建築物の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。 一　膜構造の建築物とし、鉄骨造の骨組に膜材料、テント倉庫用膜材料又は膜構造用フィルム（以下「膜材料等」という。）を張り、当該骨組及び当該膜材料等を一体とし、膜材料等に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版及び壁を設けること。 二～六　（略） 第二　膜面の構造 構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料等に張力を導入して有効に平面又は曲面の形状を保持することができるもの（袋状にした膜構造用フィルムの内部の空気圧を高めることにより、当該膜構造用フィルムに張力を導入して平面又は曲面の形状を保持することができるものを含む。）とし、当該膜面に変形が生じた場合であっても、膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。 2　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料及びテント倉庫用膜材料は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。この場合において、膜面に使用する骨組を構成する	第一　適用の範囲等 テント倉庫建築物の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。 一　膜構造の建築物とし、鉄骨造の骨組に膜材料又はテント倉庫用膜材料（以下「膜材料等」という。）を張り、当該骨組及び当該膜材料等を一体とし、膜材料等に張力を導入して荷重及び外力を負担することのできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である屋根版及び壁を設けること。 二～六　（略） 第二　膜面の構造 構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料等に張力を導入して有効に平面又は曲面の形状を保持することができるものとし、当該膜面に変形が生じた場合であっても、膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。 2　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。この場合において、膜面に使用する骨組を構成する鉛直部材の脚部をけた

	引張りの終局耐力（単位　ニュートン）
膜材料	$\frac{Fj}{3}$

この表において、Fjは、第六第二号の表に規定する膜面の定着部の引張強さ（単位　ニュートン）を表すものとする。

三　前各号に掲げる膜材料及び膜面の定着部以外の材料の材料強度は、令第三章第八節第四款の規定によらなければならない。

第八　基準強度

第六第一号の表に規定する膜材料の各糸方向の基準強度は、その品質に応じて国土交通大臣が指定した数値とする。